

## 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定

### 第1条（規定の趣旨）

この規定は、毎月お客様が指定する日（以下「振替日」といいます。）に、お客様があらかじめ指定した金額（以下「振替額」といいます。）を、お客様が指定する引落口座（以下「振替口座」といいます。）から引き落とし、特定の投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）を自動的に取得する取引に関する取決めです。

この取引を定時定額購入取引（名称「JAの投信つみたてサービス」以下「本サービス」といいます。）とい

### 第2条（本サービスの選定銘柄）

本サービスによって買付けができる投資信託は、当組合が本サービスの対象として選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。

- 2 お客様は、選定銘柄の中から1銘柄以上の買付けを希望する銘柄（以下「指定銘柄」といいます。）を指定し、申込みを行うものとします。

### 第3条（申込方法）

お客様は当組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名押印して当組合に提出し、当組合が承諾した場合に本サービスを利用できます。

- 2 お申込みに当たって、お客様は投資信託累積投資規定に定める累積投資契約を締結するものとします。ただし、すでに契約済みである場合はこの限りではありません。

### 第4条（振替額の引落し）

振替口座はあらかじめ届け出られた投資信託総合取引における指定口座と同一の口座とします。ただし、当該口座に貸越契約の設定がある場合には、貸越契約のない普通貯金口座を別途指定いただくものとします。

- 2 振替額を振替口座から引き落とす場合には、普通貯金通帳、同払戻請求書または小切手によらず当組合所定の方法で行うものとします。
- 3 振替日が当組合の休業日に当たる場合は、その翌営業日を振替日とします。
- 4 1指定銘柄当たりの振替額は1万円以上1,000円単位の金額とし、同一の振替日に複数の指定銘柄の振替額の引落しがある場合には、その銘柄ごとに振り替えることとします。
- 5 年6回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引落とし、指定銘柄の買付けをすることができません。
- 6 振替日において、振替口座の貯金残高が振替額に満たないときは、引落しは行いません。ただし、指定銘柄が複数ある場合において、振替額の合計額に満たないときには、優先順位を当組合が決め、必要金額を引き落とします。なお、引落しが不能であった翌月の引落しについては、その月分の引落しのみ行うものとします。
- 7 振替口座の残高不足等の理由で、振替額の引落しが成立しなかった場合は、当組合からお客様への通知は特にしません。
- 8 本サービスの振替口座から振替日に複数件の引落し（本サービス以外による引落しも含みます。）をする場合に、その総額が振替口座から引き落とすことのできる金額を超えるとき、そのいずれを引き落とすかは当組合の任意とします。

### 第5条（買付方法、時期および価額）

当組合は、振替口座からの振替額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当組合がお預かりし、当該指定銘柄の買付けを行います。

- 2 当組合は、振替日から起算して4営業日目にお客様より買付けの申込みがあったものとして買付けを行います。なお、買付日および買付価額は当該指定銘柄の目論見書によるものとします。
- 3 前項にかかわらず、指定銘柄の買付申込みの受け付けを投資信託委託会社が受けない場合または取り消した場合には、買付けの申込みは不成立となります。
- 4 当組合は、振替額の中から、当該指定銘柄所定の手数料および消費税等を差し引くものとします。

#### 第6条（指定銘柄の振替および収益分配金の再投資）

指定銘柄の振替および収益分配金の再投資は、投資信託受益権振替決済口座管理規定および投資信託累積投資規定に基づき行うものとします。

#### 第7条（取引および残高の通知）

当組合は、第5条に基づく取引の明細については、3か月に1回以上、期間中の取引ごとおよび銘柄ごとの約定日、買付数量、買付単価、買付金額、受渡日および買付合計金額、取得合計口数、残高明細等を記載した「取引残高報告書」により通知します。

#### 第8条（本サービスの停止）

当組合は、次の各号の事由が発生した場合、本サービスを一時的に停止することがあります。

- ① 投資信託委託会社が、指定銘柄の財産資金管理を円滑に行うため、その設定を停止したとき。
- ② 災害・事変その他の不可抗力と認められる事由により、当組合が本サービスを提供できないとき。
- ③ その他やむを得ない事情により、当組合が本サービスの提供を停止せざるを得ないと判断したとき。

#### 第9条（選定銘柄の除外）

選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合、当組合は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当組合は、お客様に遅滞なく通知するものとします。

- ① 当該銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- ② 当該選定銘柄の買付口座数が当組合所定の口座数以下となった場合
- ③ その他当組合が必要と認める場合

#### 第10条（申込内容の変更等）

お客様は、振替日の5営業日前までに当組合所定の手続きによって当組合に申し出ることにより、本サービスの中止・変更を行うことができます。

#### 第11条（「JAの投信つみたてサービス」の解約）

本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- ① お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ② お客様が本サービスを1年以上利用しない場合
- ③ 当組合が本サービスを営むことができなくなった場合
- ④ 当組合が本サービスの解約を申し出た場合

#### 第12条（その他）

当組合は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子を支払いません。

- 2 この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第2条各号に定める約款・規定または指定銘柄の目論見書によるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)